

政令第 号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「イタリア」の下に「、大韓民国」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

我が国経済をめぐる最近の国際情勢に鑑み、大韓民国を仕向地とする貨物に関し、仮に陸揚げした貨物等の輸出については許可を要しないこととする必要があるからである。